

防衛医科大学校の編制等に関する総理府令（昭和48年総理府令第65号）第23条の規定に基づき、防衛医科大学校の医学教育部、病院及び高等看護学院の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和54年4月4日

防衛庁長官 山下元利

## 防衛医科大学校の病院及び防衛医学研究センターの内部組織に関する訓令

|    |                  |                  |
|----|------------------|------------------|
| 改正 | 昭和55年4月5日庁訓第9号   | 平成14年3月29日庁訓第28号 |
|    | 昭和56年4月3日庁訓第21号  | 平成16年3月29日庁訓第18号 |
|    | 昭和57年4月6日庁訓第12号  | 平成18年3月30日庁訓第51号 |
|    | 昭和58年4月5日庁訓第16号  | 平成19年3月30日省訓第28号 |
|    | 昭和63年4月8日庁訓第20号  | 平成21年3月27日省訓第22号 |
|    | 平成2年6月8日庁訓第19号   | 平成22年4月1日省訓第15号  |
|    | 平成3年4月12日庁訓第15号  | 平成23年4月1日省訓第16号  |
|    | 平成4年4月10日庁訓第23号  | 平成24年4月6日省訓第15号  |
|    | 平成5年4月1日庁訓第18号   | 平成26年3月31日省訓第22号 |
|    | 平成6年6月24日庁訓第25号  | 平成28年3月31日省訓第34号 |
|    | 平成7年3月30日庁訓第19号  | 平成29年3月31日省訓第28号 |
|    | 平成8年5月11日庁訓第27号  | 平成31年3月29日省訓第18号 |
|    | 平成8年9月25日庁訓第48号  | 令和2年3月30日省訓第19号  |
|    | 平成9年4月1日庁訓第13号   | 令和4年3月31日省訓第43号  |
|    | 平成9年9月24日庁訓第37号  | 令和5年6月30日省訓第59号  |
|    | 平成10年4月9日庁訓令26号  | 令和6年3月29日省訓第50号  |
|    | 平成11年3月25日庁訓第4号  | 令和7年3月31日省訓第87号  |
|    | 平成13年3月29日庁訓第35号 |                  |
|    | 平成13年10月1日庁訓第74号 |                  |
|    | 平成14年2月27日庁訓第2号  |                  |

### 目次

第1章 病院（第1条—第22条の2）

第2章 防衛医学研究センター（第23条—第26条）

第3章 雑則（第27条）

### 附則

#### 第1章 病院

（病院運営課）

第1条 病院運営課に、課長補佐2人及び次の6係を置く。

総務係  
運営企画係  
運営管理係  
医事係  
照査係  
施設係

- 2 病院運営課に、企画調整専門官 1 人、医療照査専門官 1 人及び医療訟務専門官 1 人を置く。
- 3 企画調整専門官は、課長の命を受け、病院の運営改善に係る企画・立案に関する業務に従事する。
- 4 医療照査専門官は、課長の命を受け、医療保険に係る診療報酬の算定及び請求についての関係部局との連絡調整並びに医事業務委託者の指導及び監督に関する業務に従事する。
- 5 医療訟務専門官は、課長の命を受け、医療にかかる訴訟に関する業務に従事する。

## 第 2 条 削除

(課長補佐)

第 3 条 課長補佐は、病院長が防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）の承認を得て定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

(診療科)

第 4 条 診療科においては、診療に関する業務を行う。

(医療安全・感染対策部)

第 4 条の 2 医療安全・感染対策部においては、病院における医療全般の安全管理及び感染対策に関する業務を行う。

(外傷・熱傷・事態対処医療センター)

第 4 条の 3 外傷・熱傷・事態対処医療センターにおいては、外傷医療、熱傷医療及び事態対処医療に関する業務を行う。

(検査部)

第 5 条 検査部においては、臨床検査に関する業務を行う。

(手術部)

第 6 条 手術部においては、手術に関する業務を行う。

(放射線部)

第 7 条 放射線部においては、放射線医療に関する業務を行う。

(材料部)

第 8 条 材料部においては、病院長の定めるところにより、医療資材に関する業務を行う。

(救急部)

第 9 条 救急部においては、救急医療に関する業務を行う。

(リハビリテーション部)

第 10 条 リハビリテーション部においては、リハビリテーションに関する業務を行う。

(総合臨床部)

第 11 条 総合臨床部においては、総合的な臨床能力の取得に資する医療に関する業務を行う。

(集中治療部)

第 12 条 集中治療部においては、集中治療に関する業務を行う。

(医療情報部)

第 12 条の 2 医療情報部においては、病歴その他の医療に必要な情報（以下「医療情報」

という。)に関する業務を行う。

(光学医療診療部)

第12条の3 光学医療診療部においては、内視鏡による診療に関する業務を行う。

(輸血・血液浄化療法部)

第12条の4 輸血・血液浄化療法部においては、医療に必要な血液に関する業務及び血液浄化療法に関する業務を行う。

(腫瘍化学療法部)

第13条 腫瘍化学療法部においては、がん化学療法に関する業務を行う。

(地域医療連携室)

第13条の2 地域医療連携室においては、地域の医療機関その他の関係機関との連携に関する業務を行う。

(緩和ケア室)

第13条の3 緩和ケア室においては、がん患者の身体的又は精神的な苦痛等のケアに関する業務を行う。

(薬剤部)

第14条 薬剤部においては、調剤及び製剤に関する業務を行う。

(看護部)

第15条 看護部においては、看護に関する業務を行う。

(副部長及び副室長)

第16条 検査部、手術部、放射線部、医療情報部、光学医療診療部、輸血・血液浄化療法部、腫瘍化学療法部及び薬剤部に副部長1人を、総合臨床部に副部長2人を、看護部に副部長3人を、地域医療連携室に副室長1人を置く。

2 副部長(総合臨床部及び看護部に置かれる副部長を除く。)又は副室長は、部長又は室長を助け、部長若しくは室長に事故があるとき、又は部長若しくは室長が欠けたときは、その職務を行う。

3 総合臨床部及び看護部に置かれる副部長にあつては、病院長の定めるところにより、それぞれ部長を助け、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、病院長の指定する副部長が、その職務を行う。

(技師長及び副技師長)

第17条 検査部及び放射線部に技師長1人を置く。

2 技師長は、部長の命を受け、病院長が定める業務を行う。

3 検査部及び放射線部に副技師長2人を置く。

4 副技師長は、病院長の定めるところにより、それぞれ技師長を助け、技師長に事故があるとき、又は技師長が欠けたときは、病院長の指定する副技師長が、その職務を行う。

(看護師長)

第18条 医療安全・感染対策部に看護師長2人を、手術部に看護師長3人を、救急部、集中治療部及び地域医療連携室に看護師長1人を、看護部に看護師長27人を置く。

2 看護師長は、部長又は室長の命を受け、病院長が定める業務を行う。

(救急調整官)

第19条 救急部に、救急調整官1人を置く。

2 救急調整官は、部長の命を受け、病院長が定める業務を行う。

(係及び係長)

第20条 係の分掌事務は、病院長が学校長の承認を得て定める。

2 係に、係長を置く。

3 係長は、部長又は課長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

(医療情報調整官)

第21条 医療情報部に医療情報調整官1人を置く。

2 医療情報調整官は、部長の命を受け、医療情報の収集、作成及び分析に関する業務並びに医療情報の電子化及び共有化に係る企画及び調整に関する業務に従事する。

(主任医療社会事業専門職及び医療社会事業専門職)

第22条 地域医療連携室に、主任医療社会事業専門職1人及び医療社会事業専門職2人を置く。

2 主任医療社会事業専門職及び医療社会事業専門職は、室長の命を受け、患者の医療社会事業に関する業務に従事する。

(外傷・熱傷・事態対処医療センター事務長)

第22条の2 外傷・熱傷・事態対処医療センターに、事務長1人を置く。

2 事務長は、センター長の命を受け、センターの事務を掌理する。

## 第2章 防衛医学研究センター

(研究部門)

第23条 防衛医学研究センターに、次の6研究部門を置く。

外傷研究部門

医療工学研究部門

特殊環境衛生研究部門

行動科学研究部門

生体情報・治療システム研究部門

広域感染症疫学・制御研究部門

2 前項の研究部門に、教授、准教授及び助教を置く。

(バイオ情報管理室)

第23条の2 防衛医学研究センターに、バイオ情報管理室を置く。

2 バイオ情報管理室においては、バイオ情報の取得及び管理に関する業務を行う。

3 バイオ情報管理室に、バイオ情報管理室長を置く。

4 バイオ情報管理室長は、センター長の命を受け、室務を掌理する。

5 バイオ情報管理室に、教授及び助教を置く。

(国際交流研究官)

第23条の3 防衛医学研究センターに、国際交流研究官を置く。

2 国際交流研究官は、センター長の命を受け、国際研究交流に係る企画及び立案に関する業務に従事する。

(事務部)

第24条 防衛医学研究センターに、事務部を置く。

2 事務部においては、防衛医学研究センターの管理運営に関する事務をつかさどる。

3 事務部に事務長を置く。

4 事務長は、センター長の命を受け、部務を掌理する。

(係及び係長)

第25条 事務部に、次の6係を置く。

総務係

管理係

経費第1係

経費第2係

外部研究費管理係

#### 研究倫理審査係

- 2 係の分掌事務は、センター長が学校長の承認を得て定める。
- 3 係に係長を置く。
- 4 係長は、事務長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

(研究管理専門官、研究交流専門官及び講師)

第26条 事務部に、研究管理専門官1人、研究交流専門官1人及び講師1人を置く。

- 2 研究管理専門官は、事務長の命を受け、防衛医学研究センターの研究に係る企画及び調整に関する業務に従事する。
- 3 研究交流専門官は、事務長の命を受け、国際研究交流に係る企画及び調整に関する業務に従事する。
- 4 講師は、事務長の命を受け、臨床研究の審査に関する業務に従事する。

### 第3章 雑則

(委任規定)

第27条 この訓令に定めるもののほか、防衛医科大学校の医学教育部、病院及び防衛医学研究センターの内部組織に関し必要な事項は、学校長が定める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) 防衛医科大学校病院の内部組織に関する訓令(昭和52年防衛庁訓令第11号)
  - (2) 防衛医科大学校高等看護学院の内部組織に関する訓令(昭和50年防衛庁訓令第38号)

附 則(昭和55年4月5日庁訓第9号)

この訓令は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則(昭和56年4月3日庁訓第21号)

この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則(昭和57年4月6日庁訓第12号)

この訓令は、昭和57年4月3日から施行する。

附 則(昭和58年4月5日庁訓第6号)

この訓令は、昭和58年4月5日から施行する。

附 則(昭和63年4月8日庁訓第20号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則(平成2年6月8日庁訓第19号)

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則(平成3年4月12日庁訓第15号)

この訓令は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平成4年4月10日庁訓第23号)

この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成5年4月1日庁訓第18号）  
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月24日庁訓第25号）  
この訓令は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成7年3月30日庁訓第19号）  
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月11日庁訓第27号）  
この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成8年9月25日庁訓第48号）  
この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日庁訓第13号）  
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月24日庁訓第37号）  
この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年4月9日庁訓第26号）  
この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年3月25日庁訓第4号）  
この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成13年3月29日庁訓第35号）  
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日庁訓第74号）  
この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年2月27日庁訓第2号）  
この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日庁訓第28号）  
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日庁訓第18号）  
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日庁訓第51号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成21年3月27日省訓第22号）（抄）

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第29条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日省訓第15号）

この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）（抄）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日省訓第28号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日省訓第18号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日省訓第19号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日省訓第43号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日省訓第59号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日省訓第50号）（抄）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日省訓第87号）（抄）

- 1 この訓令は、令和7年4月1日又は令和7年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。